汚水排出量の減量認定に関する取扱基準

1 (目的)

この基準は、尼崎市下水道条例第12条第1項ただし書「使用水量と汚水排出量とに著しい差があるとき」の汚水排出量の認定(以下「減量認定」という)の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2 (減量認定の種類)

減量認定を行う種類は、次のとおりとする。

(1) 製品含有に係る減量(生産水)

氷、ビール等の飲料水、生コンクリート、スレート、インク、食品等の 含有水

- (2) 製品製造過程に係る減量 紡績、製紙、製菓、メッキ、染色等各々の工程における蒸発水
- (3) ボイラーに係る減量 製品等に直接ふきかけられた分の蒸発水
- (4) 冷却装置に係る減量

冷凍機や冷却装置の冷却用及び循環使用水の蒸発水。ただし、一般空調 用クーリングタワーについては補給水の70%の減量とする。

- (5) その他の理由によって減量認定の理由があると認めるもの。
- 3 (減量認定の対象基準)

前期2(減量認定の種類)のうち1月に使用する水量(条例第12条本文に定める使用水量。以下「水道等使用水量」という。)のうち公共下水道へ排除しない水量(以下「減量水量」という。)が、水道等使用水量に対して10%を超える使用者

4 (計量器の設置)

減量認定の対象使用者のうち、管理者が減量認定に計測器の設置が必要と 認める使用者は、計測器を設置し管理しなければならない。

- 5 (その他)
- (1) 新規の減量申請の有効期限を5年とする。また、現在における減量対象 事業者については、この基準適用日から有効期限を5年とする。
- (2) この基準は、令和4年9月21日から適用する。

以上